

令和6年6月17日

学生各位

医学研究科長・医学部長 村上 卓道
医学科長 勝二 郁夫

学生の健康管理について

標記のことについて、下記のとおり取り扱いを改めますので、学生の皆さんには、引き続き必要に応じて感染対策や健康管理に留意してください。

記

1. 感染対策について

- ① 病院内※では、不織布マスクを着用すること。

※特に、診療棟部分（外来、検査室、入院病棟等）及びコンビニや廊下通路等、患者さんの往来のある場所

- ② 新型コロナウイルスと診断された場合は、速やかに医学科教務学生係または大学院教務学生係へ連絡すること。

- ③ 【医学科生（臨床実習時）のみ】 健康管理表の作成を徹底すること。

- ・対象期間：臨床実習（低学年の実習も含む）の開始2日前～実習最終日まで
- ・様式：医学科ホームページ>在学生の方へ>医学科生へのお知らせに掲載

2. 体調不良時の修学制限

再登校の判断基準は以下の通りです。受診の結果、他疾患の診断となった場合は当該診断の復帰基準に基づきます。

① 新型コロナウイルスに感染した場合

発症日0日目として5日間、かつ症状軽減（37.5℃以上の発熱の場合は解熱剤を使用せず解熱）から24時間経過まで。

※濃厚接触の場合は、自宅待機不要だが5日間N95マスクを着用。

② 37.5℃以上の発熱があった場合

可能な限りインフルエンザ・新型コロナウイルスなどの除外検査を受け、両者陰性もしくは不明の場合は解熱剤を使用せずに解熱して72時間経過後、かつ最初に症状出現後5日間まで。

③ 発熱以外の軽微な症状の場合

症状（咳、息切れ、のどの痛み等）の改善から72時間経過後。

症状の改善の判断が難しい場合：最初に症状が出現してから5日間まで。